

ご存知ですか？「筆界特定制度」

筆界特定制度とは、裁判によらない境界紛争解決のための制度として、平成18年1月20日に施行され、今年で7年目となります。

この制度は、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。

筆界特定とは、新たに筆界を決めることではなく、実地調査や測量を含む様々な調査を行った上、もともとあった筆界を筆界特定登記官が明らかにすることで、

筆界特定制度を活用することによって、公的な判断として筆界を明らかにできるため、隣人同士で裁判をしなくても、筆界をめぐる問題の解決を図ることができます。

筆界特定制度をもっと知りたい方は、鳥取地方法務局筆界特定室にお尋ねください。

問い合わせ先

〒680-0011 鳥取市東町2丁目302番地
鳥取地方法務局登記部門2階
筆界特定室 ☎0857-22-2258



リファーレンいなば 12月リサイクルファクトリー・スケジュール

内容	日時	定員	費用
裂き織り	12/8(土)・12/18(火) 10:00～15:00	4人	実費
タイルに貼る ガラス絵	12/9(日) 10:00～12:00	20人	100円
余り布で マイバッグ作り	12/11(火) 10:00～15:00	10人	無料
絵てがみ	12/12(水) 13:30～15:00	20人	実費
健康布ぞうり	12/13(木) 10:00～15:00	10人	100円

※くわしくは、電話で問い合わせください。
※上記以外の体験講座や、外部出張も行います。
お気軽にご相談ください。

教室参加申込・問い合わせ先

リファーレンいなば (鳥取市伏野2220)
☎(0857)59-6026
休館日 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日)

第59回鳥取県勤労者美術展

県内の勤労者や勤労者であった方の力作作品(写真・洋画・日本画・書道)を展示いたします。

また、会期中に来場人気投票も実施します。どうぞお気軽にご来場ください。

会期 平成24年12月19日(水)～24日(月)
午前9時～午後5時

(※最終日24日は午後3時まで) 入場無料
12月24日(月)表彰式

場所 とりぎん文化会館(鳥取市尚徳町101-5)

問い合わせ先 財団法人鳥取県勤労者福祉協議会

☎0857-27-4188 <http://tottori.rofuku.net/>

「法務局サンデー相談所」の開設

日時 平成24年12月9日(日)

午前10時～午後4時まで

場所 鳥取地方法務局(鳥取会場)

鳥取市東町二丁目302番地

相談員 法務局職員

内容 相続、登記、戸籍、国籍、供託、人権、心配ごとなど何でも相談に応じます。

その他 相談は無料で、秘密は厳守します

問い合わせ先 鳥取地方法務局総務課内お客様相談室

直通電話 (0857) 22-2127

行政書士無料相談

内容: 相続・遺言、成年後見、交通事故後遺障害等級認定、帰化・在留許可等の手続きなど

ところ: 県立図書館2階 小研修室

とき: 平成24年12月15日(土)

午前10時30分～午後3時

内容: 相続・遺言、成年後見、農地転用、許認可申請、契約など

ところ: 鳥取市立用瀬図書館 おはなしの部屋

とき: 平成25年1月6日(日)

午前10時30分～午後2時30分

※当日受付、先着順

問い合わせ先 鳥取県行政書士会事務局

☎0857-24-2744

真剣に結婚をお考えの方はマリエンへ

お子様のご縁が心配。親御様ご本人様に代わり理想のパートナーのプロフィール閲覧ができます。
ご相談は無料です(要予約)

資料請求のみでもかまいません



詳しくは **スタジオ昴** (すばる)までお問い合わせください



☎0857-30-4330

鳥取市南吉方1丁目112-1

9:00～17:00 火曜・祝日(定休)

お詫びと訂正

広報いわみ11月号14ページ「鳥取県最低賃金が改正されました」において一部訂正があります。鳥取県最低賃金 1時間 646円、発行年月日 平成23年10月29日と記載していましたが、正しくは、鳥取県最低賃金 1時間 653円、発行年月日 平成24年10月20日です。お詫びして訂正いたします。